

平成30年改正建築基準法に関する説明会 アンケートによる質疑応答

質問内容	回答
<p>法52条第3項 老人ホームの共用の廊下等にはデイルーム、ラウンジ、食堂訓練室も含まれますか？</p>	<p>「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について（技術的助言）」（平成9年6月13日付け建設省住街発第73号）では共用の廊下の用に供する部分には、いわゆるエントランスホール及びエレベーターホールで共用のものを含むものであり、<u>収納スペース、ロビーとして区画された部分等の居住、執務、作業、集会、娯楽又は物品の保管若しくは格納その他の屋内的用途に供する部分を含まないものであること。</u>と解説されていますのでデイルーム、ラウンジ、食堂訓練室は緩和の対象となりません。</p>
<p>P48 天井の遮音性能についても施行されているのでしょうか？ 右上に「検討中の案」になっていますが・・・。</p>	<p>説明会テキストの作成ミスです。天井の遮音性能についてはテキストの内容で施行されています。</p>
<p>戸建住宅のみの変更事項の説明会もしてほしい</p>	<p>今回の改正法について戸建住宅に関する部分が少ないため、今のところ考えておりません。</p>
<p>宅配BOX設置時の容積率緩和規定の適用する・しないは選択できるか？</p>	<p>容積率の面積緩和は令2条1項4号で規定されています。4号では算入しないとなっている為、宅配BOXがある場合は緩和規定を適用することとなります。</p>
<p>各支店の近くで説明会を実施していただければありがたい</p>	<p>検討をしたいと思います。</p>
<p>既存建物の増築が難しくなっているのでは技術的基準の緩和予定はありませんか？</p>	<p>おっしゃるとおり、着工時期・構造・規模や増築方法によって、既存部分の検討が異なり難しい部分があるかと思います。今後、国土交通省の動きも見ながら改正について適宜お知らせしたいと考えております。</p>
<p>有料でも活字だけではなく絵や表などで分かりやすくしてほしい</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後はイラストや表なども取入れ、解りやすいセミナーを検討していきます。</p>
<p>燃えしろ設計とは？</p>	<p>「燃えしろ設計」とは、燃えしろを省いた有効断面を用いて許容応力度計算を行い、表面部分が燃えても構造耐力上支障のないことを確かめる方法です。よって通常より柱や梁を太くすることとなります。</p>
<p>確認申請書4面7欄は防火地域・準防火地域に該当するときのみチェックをするのか？法22条地域の場合はその他にチェックをするので良いのか？</p>	<p>7欄については防火・準防火地域の場合にのみ、いずれかにチェックを入れます。よって法22条地域の場合はチェックをつけません。</p>

(株)愛媛建築住宅センター 令和1年8月9日